

原子力発第07245号
平成20年2月6日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

定期事業者検査における超音波探傷試験の代替措置計画策定に係る
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年2月5日付けで、定期事業者検査における超音波探傷試験について経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

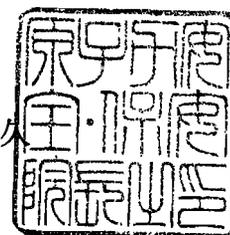
平成 20・02・05 原院第 5 号

平成 20 年 2 月 5 日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

原子力安全・保安院長 薦田 康久



定期事業者検査における超音波探傷試験の代替措置計画策定について

原子力安全・保安院は、実用発電用原子炉を設置する事業者に対し、定期事業者検査として要求している超音波探傷試験において構造上接近又は検査が困難であることから試験が行われていない箇所について、別添（NISA-163b-08-1）のとおり対応を求めることといたしました。

つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の対応をするようお願いいたします。

経済産業省

平成 20・02・05 原院第 5 号
平成 20 年 2 月 5 日

定期事業者検査における超音波探傷試験の代替措置計画策定について (指示)

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-163b-08-1

原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、先般、電気事業者から蒸気発生器一次冷却材入口管台溶接部にき裂が確認されたとの報告を受け、平成19年11月16日平成19年11月16日、「蒸気発生器出入口管台溶接部の内表面の点検実施について(平成19・11・13原院第7号(NISA-163b-07-3))」をもって、当該溶接部の点検等を指示したところです。当院は、確認されたき裂が直ちに安全上重大な影響を及ぼすものではないと考えておりますが、当該き裂が、構造上接近又は検査が困難であるとして電気事業法(昭和39年法律第170号)第55条第1項に規定する定期事業者検査として要求している体積試験(超音波探傷試験)が行われていない範囲に生じたことに鑑み、同様の理由により超音波探傷試験が行われていない他の箇所についても技術基準適合性を確認する観点から、実用発電用原子炉を設置する事業者に対し、下記の対応を求めることとします。

記

- 1.平成18年3月23日付け「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(平成18・03・20原院第2号)」及び平成17年6月16日付け「加圧水型軽水炉の一次冷却材圧力バウンダリにおけるNi基合金使用部位に係る検査等について(平成17・06・10原院第7号)」において、体積試験(超音波探傷試験)が要求されている原子炉圧力バウンダリを構成する機器や工学的安全施設に属する機器等の溶接部であって、日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格」IA-2360(接近性)の規定に基づき、構造上接近又は検査が困難であるとして当該試験が行われていない箇所は、関係法令を参照するとともに当院の指示、機器の構造等の設計的知見及び各種科学的知見等を踏まえ、想定されるき裂等を検知するための代替試験及びき裂等の大きさを特定するための代替試験又は推定するための類似箇所の試験結果等を用いた評価を規定した代替措置計画を策定すること。
- 2.上記1.に基づき策定した代替措置計画については、平成20年5月30日までに当院あて報告すること。